そう菜製造業		403kg／百万円
すし・弁当・調理パン製造業		224kg／百万円
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）		14.8kg／百万円
各種食料品小売業		65.6kg／百万円
菓子・パン小売業		106kg／百万円
コンビニエンスストア		44.1kg／百万円
食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除き、すし店を含む。）		152kg／百万円
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限り、そば・うどん店を含む。）		175kg／百万円
居酒屋等		152kg／百万円
喫茶店		108kg／百万円
ファーストフード店		108kg／百万円
その他の飲食店（ファーストフード店を除く。）		108kg／百万円
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）		184kg／百万円
結婚式場業		0.826kg／人
旅館業		0.777kg／人
その他の畜産食料品製造業	平成27年８月１日から平成32年３月31日まで	501kg／ｔ
食酢製造業		252kg／百万円
菓子製造業		249kg／百万円
清涼飲料製造業（茶、コーヒー、果汁など残さが出るものに限る。）		429kg／ｔ
給食事業		332kg／百万円

［備考］

１　この表において「業種」とは、食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成19年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第３号）別記様式の備考４に規定する業種をいう。

２　この表の基準発生原単位の欄において「kg／百万円」とは、売上高百万円当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいい、「kg／ｔ」とは、製造数量（ｔ）当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいい、「kg／人」とは、利用者一人当たりの食品廃棄物等の発生量（kg）をいう。

公　告

諸　事　項

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年７月31日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	地域 番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成27年	知床岬	16―1	硫黄山	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	斜里	１―1	真鯉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	１―3	峰浜	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―1	雄阿寒岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	北見	16―1	幌加	〃　〃　〃
〃	〃	〃	帯広	２―3	ピラウンナイ川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	２―4	ヌプキベツ	〃　〃　〃
〃	〃	〃	旭川	14―4	石狩深川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	留萌	６―4	暑寒別岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	15―3	無意根山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡	12―3	大迫	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―3	姥屋敷	〃　〃　〃
〃	〃	〃	秋田	７―2	大神成	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新庄	10―1	湯沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	水戸	９―4	野口	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上	６―2	鳴海山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高田	２―1	五日町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12―2	中野東部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―1	関山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―2	赤倉	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15―4	妙高山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	16―1	信濃柏原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	長野	１―4	群馬原町	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	７―1	南軽井沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	14―1	坂城	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	１―4	雁坂峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	富山	３―1	越後大野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	３―2	雨飾山	〃　〃　〃